

教育条件の不十分さと 実践へおよぼす影響

学校・教室・教員不足の現状

全日本教職員組合障害児教育部 部長

土方 功

◆障害児学校の過大・過密は 子どもたちの学ぶ権利の侵害

文部科学省の調査（2012年度）では、この10年間で障害児学校在籍者の数は3万3521人増加（1・35倍）していますが、学校数は100校の増加（1・06倍）にすぎません。

結果的に障害児学校の過大・過密が起きるのは必然で、全国で教室不足が蔓延しています。

教室不足の現状（文科省調べ）は、2008年は2797教室不足、2010年は4810教室不足となり、不足教室が6割近く増えています。2011年5月時点の調査で4561教室となり、若干の改善は見

られるものの、「依然として児童・生徒の急増に追いつけないのが実情」（2012年3月12日付「日本教育新聞」）なのです。

この過大・過密化は子どもたちの学ぶ権利を侵害しています。一つの教室をカーテンで仕切って2教室分にあてることなど、通常の学校で考えられるでしょうか。先生の声も子どもたちの声も入り乱れた環境で、落ち着いて学習などできないことは明白です。

特別教室も足りないのに、授業ごとに机や椅子、機材を入れ替えて授業をしなければなりません。木工作業をしたあとに、同じ部屋で急いで調理実習の準備に入るなどということも日常的に起こります。暑さが厳しい夏でも、小学部から高等部までたく

さんの実践単位があるので、プールに入れるのは週に1回程度になります。毎日うらやましそうにプールを見つめている子どもたちの姿が目には浮かびます。

その他にも、全校の児童生徒が入りきれない体育館、職員室の本棚が「図書室」代わり、「危ないから走らないで」と注意している廊下で体育の授業、休み時間にはトイレに行列…。

こんな状態が全国の障害児学校の日常です。スクールバスの不足で乗車制限をしたり、教員と高等部生徒には給食を提供できない学校さえ生まれています。

何より、児童生徒の安全面への影響や、児童生徒の行方不明や校内事故の増加が危惧されています。

◆障害児学校に 「学校設置基準」を

障害児学校の過大・過密が解消しない根本的な理由に、障害児学校だけに「学校設置基準」がないことが挙げられます。幼稚園にも保育所にも、もちろん小学校、中学校、高等学校、専門学校にもすべて学校設置基準があります。

たとえば、「小学校設置基準」には「校舎及び運動場の面積は、別表に定める面積以上とする」とあり、別表で具体的な校舎と運動場の広さの基準を明示しています。また、「校舎に備えるべき施設」として、「教室（普通教室、特別教室）」「図書室、保健室」「職員室」「体育館」「必要な校具・教具」などを挙げています。

なぜ他の校種にはすべてある設置基準が、障害児学校だけにはないのか。だれもが不思議に思います。そのため、全日本教職員組合障害児教育部でも毎回の文科省との交渉で、「障害児学校の学校設置基準を早急につくること」を要求し、できない理由を明らかにするように求めています。

文科省の答えは「特別支援学校について

は、在籍する児童生徒等の障害の状態に応じ、必要となる施設や設備が様々であること等から、その施設や設備について一律の基準を設けることは困難」（国会での文科省等答弁）であり、「教室不足について教育上の支障が生じないよう適切な対応に努めるよう指導」しているということです。

しかし、ここまで紹介してきたように、障害児の学ぶ権利は踏みにじられたままです。都道府県からすれば、新增設に必要な予算の半分は自分たちで工面しなければならず、設置基準がないことを逃げ道にして、新たな学校建設・増設はなかなかすすみません。それどころか、設置基準がでることによって学校建設の義務が生じることを危惧し、設置基準策定の要望を国にあげることとを明確に拒否する教育委員会もある状態です。

◆さらに増大する 障害児学級・通級指導教室

一方、障害児学級在籍者数の増加は障害児学校よりもさらに大きくなっています。

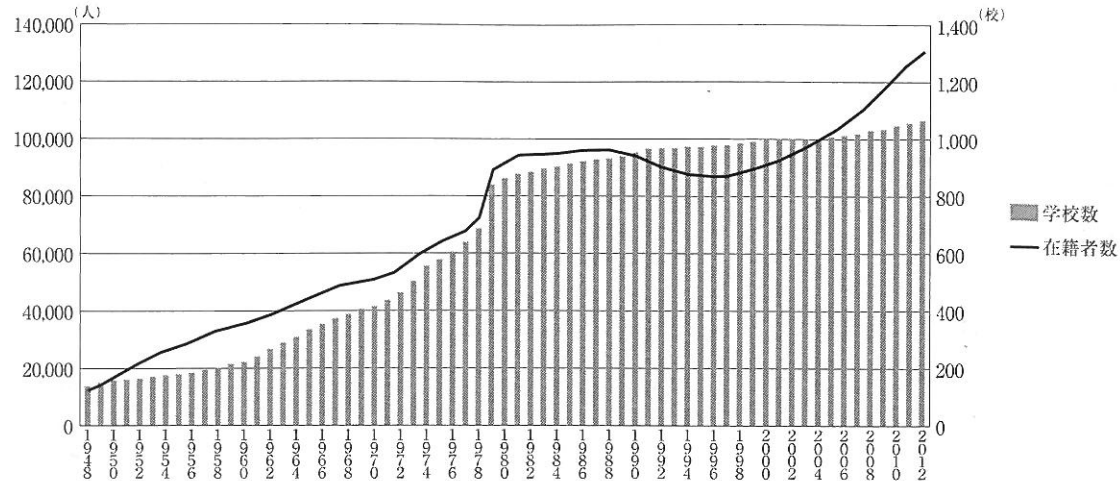


図1 障害児学校の設置数と在籍者数の推移

とくに2000年度以降に急激な増加を示し、この10年間で8万2599人増となり、何と2倍化しています(2012年度で在籍者16万4426人)。通級による指導の対象児童生徒数も、この10年間で2万9326人増加し、こちらもほぼ倍加しています(2011年度で6万5360人)。小学校と中学校の障害児学級在籍および通級指導教室対象の子ども数は、障害児学校の幼稚園から専攻科までの在籍者の倍近い数になっているのです。

在籍する児童生徒数に障害児学級の新設がともなわない地域が多く、1校当たりの在籍児童生徒数が大幅に増えています。東京の小学校知的障害児学級と比較すると、2000年で1校平均9・9人だったのが、2011年には16・3人となっています。結果的に担任一人当たりが受けもつ児童生徒数が増えます。

近年発達障害の児童生徒が多く在籍する状況が生まれ、また障害種別の学級設置がすすんでいないこと、条件整備なしの「認定就学」などもあり、日々の教育活動にさまざまな困難をもたらしています。

障害児学級担任がほとんどの時間を「原学級」や「交流学級」で付き添って過ごすために、障害児学級としての集団的な取り組みができず、一人ひとりの体系的な教育が困難な事例が多くあります。

また、知的障害がなく行動の活発な発達障害の子どもから、ゆったりとした空間と時間を必要とする医療的ケア児まで、実態も課題もさまざまな子どもが、一つのクラスとしてまとめられている例もあります。

1人の担任で8人の子どもたちを、1日中つきっきりで指導している場合など、授業準備だけではなく、子どもの安全を守るだけで精一杯、子どもが下校するまでトイレに行くことさえ我慢している状態です。

通級による指導の担当教員は全国で5335人、担当する児童生徒数の平均数は12・25人となっています(2011年度)。ここでも地域の格差が大きく、東京では一人当たり8・1人ですが、滋賀県では24・46人、岡山県では20・78人となっています。いずれにしても、一人ひとりに十分な指導時間を確保することが困難な状況があり、「勤務時間を超えての指導が常態化し、

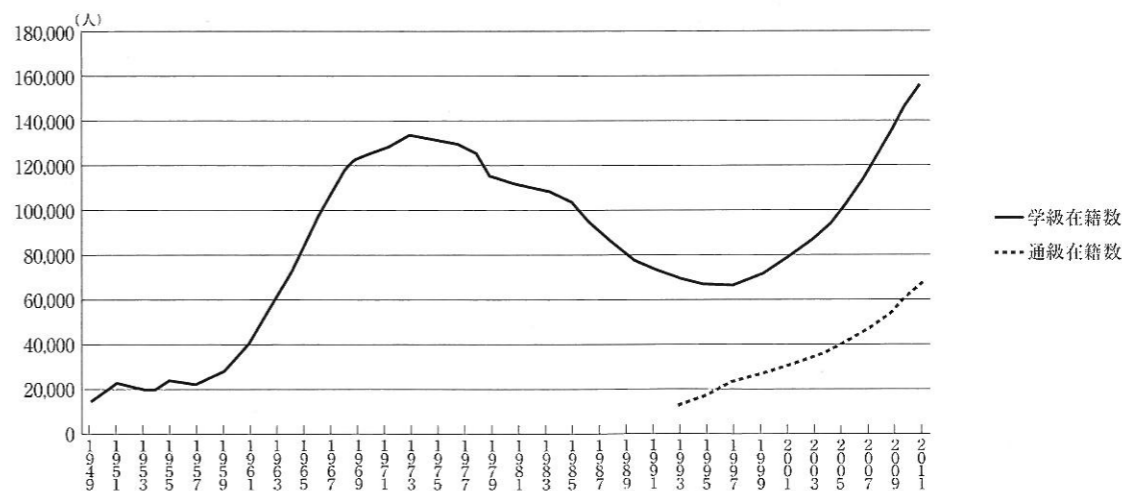


図2 障害児学級と通級による指導の在籍者数の推移

長期休業中も指導計画を入れている」「少しでも『成果』があがったら退室させるよう教育委員会から指導される」「専門性もないまま担当を割り振っている」「担任との連携をとる余裕がまったくない」などの実態が蔓延しています。子どもたちにとっても、通級指導教室の設置が進まないため、遠隔地の学校に通級せざるを得ない実態が広くあります。

◆教職員不足と臨時採用者の増大が深刻

児童生徒数の増加は、子ども一人当たりの教員の配置率の低下につながるのが、現在の「定教法」の必然です。また、学級および学校の過大・過密は教室不足だけではなく、教職員不足も引き起こしています。

この10年間で障害児学校在籍者が1・35倍となっているのに対し、教員数(本務者)は1・25倍、1528人の増加にとどまっていますし、障害児学級の現状は上述の通りです。

マンモス校であればあるほど教職員は不足し、子どもたちへのダイナミックな働き

かけはできにくくなります。教育的な効果よりも、「無事終わること」「予定通りすむこと」が最優先になりかねません。

運動会を毎年実施することが困難な障害児学校もあります。教職員数が100名、200名を超える学校が出現し、体育館で職員会議を行う、1年間一度も口をきくこともない「同僚」もいるという状況の中では、「教職員全員で知恵を出し合ってよりよい学校づくりをめざす」というようなことは、ほんとうに困難になります。子どもたちに対しても、教職員に対しても、管理と統制が最優先になりかねません。

さらに、障害児学校・学級教職員定数に占める臨時的任用者の割合は年ごとに増加しています。明らかに教育予算の縮減策といえるもので、障害児学校の全国平均で16・37%(産育休代替や非常勤を含める非正規率23・01%)であり、一番多い県では30%を超えています。これは、小中学校の全国平均10・44%(非正規率17・9%)と比べても、異常に高い比率といえます。障害児学級も同じような状況にあり、その専門性の担保が大きな課題になっています。

◆条件整備をすすめない行政の責任放棄が原因

これまで述べてきたように、障害児学校および障害児学級、通級指導教室などの在籍者は急増し、学習権を侵害するような事態が生じていますが、その決定的な原因は教育条件整備をすすめない行政の責任放棄にあります。

障害児教育分野の教育条件を根本的に改善し、一人ひとりの学習権、発達権を保障できる学校、学級づくりをしていく責任が教育行政にはあります。それと同時に、競争主義と管理教育によって子どもを「排除」している学校教育全体の改革が根本的に必要です。

私たちは1979年の養護学校義務制を、障害児者、家族、関係者とともに勝ち取り、「権利としての障害児教育」を前進させてきました。一人ひとりの願いに寄り添い、それをみんなの要求にして勝ち取っていく、その教訓と運動を、今後あきらめずに粘り強く進めていきたいと思えます。(ひじかた いさお)